

■ 医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の拡充

地域医療支援病院等での管理者要件として、医師少数区域等での勤務経験期間が令和8年10月1日より「1年以上」となるものの、以下に掲げる場合は、医師少数区域経験認定医師でない医師に対象医療機関を管理させることができる。

- (1) 令和2年4月1日以降に臨床研修を開始した医師以外の医師に病院を管理させる場合
- (2) 医師少数区域等に所在する公的医療機関及び国立病院機構等の病院を管理させる場合
- (3) 以下の i、ii 又は iii を合計して6月以上経験した者であって、かつ1年から i、ii 又は iii を経験した期間（ii 及び iii については、6月以内の期間に限る。）の合計を除いた期間、iv に従事した者として、都道府県知事が認めるものに病院を管理させる場合
 - i 医師少数区域等における診療
 - ii 医師少数区域等における臨床研修
 - iii 医師少数区域等所在病院等でない病院のうち臨床研修病院等における臨床研修指導医としての業務
その他の医師少数区域等所在病院等でない病院における医療従事者に対する指導に係る業務
 - iv 病院又は診療所へ派遣されて行う診療、臨床研修病院等における医療従事者に対する指導その他の業務であって病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務として地域医療対策協議会において協議が調ったもの
- (4) (1)～(3) の場合のほか、前任の病院の管理者が不在となることが予期しなかった場合であって、認定を受けていない者に当該病院を管理させることについてやむを得ない事情があると都道府県知事が認める場合

協議事項

・令和8年10月1日の要件改正に向け、以下のとおり進めることとしてよい。

＜進め方＞

～8月末：医対協での意見を踏まえ、府において「病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」を検討

9月中旬：医対協にて協議（書面開催）のうえ、要件決定

9月末：府HPにて「病院等の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」を公表

・「病院の管理者となるに当たり経験する必要のある業務」について、どのような業務が考えられるか。

例：府内基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院又は協力施設での指導医経験、府内専門研修基幹施設又は連携施設での指導医経験
同一系列法人以外の病院又は診療所の診療業務に従事するための一定期間（1ヶ月以上）にわたる継続的な派遣
診療部長や診療科長としての診療科の運営及び診療体制の調整経験
一定期間（6ヶ月以上）、病院における医療安全管理者としての経験